平成３０年（フ）第９号
愛媛県松山市古川西１丁目４番２号　たかおマンション406号
債務者　梶野　末美
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３号
愛媛県今治市常盤町６丁目６番16号　近藤工業マンション203号、前住所愛媛県今治市菊間町佐方836番地46
債務者　湊　　龍子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第６号
福岡県田川郡糸田町3260番地２
債務者　奥永　太一
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第４号
長崎県壱岐市郷ノ浦町大島284番地
債務者　西本二三一
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成３０年（フ）第５９号
熊本市北区龍田８丁目１－６　ラピス龍田106号、住民票上の住所熊本市北区龍田７丁目３番８号
債務者　田上　松子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２９号
大分県別府市石垣西６丁目１番35―402号　中原ビル
債務者　佐藤　圭代
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４４号
鹿児島県鹿児島市高麗町30番17号　第２福永ビル201号
債務者　中野　則江
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第７号
鹿児島県薩摩川内市宮里町2136番地５　宮里城住宅１号棟23号室
債務者　田尻みおり
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
鹿児島県出水市昭和町34番18号
債務者　田中　綾子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
秋田市土崎港南２丁目３番57号
債務者　佐藤　千春
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２１号
秋田市八橋大畑２丁目11番６号　スカイコートＡ205
債務者　進藤　淳子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２３号
茨城県取手市取手２丁目５番22―302号、前住所茨城県取手市白山７丁目６番12―115号
債務者　板倉　**敬**子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第２０３号
大阪府枚方市長尾家具町１丁目２番地の３(307)
債務者　福島タイルこと　福島　幸男
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２６５号
大阪市東淀川区小松２丁目13番８―310号
債務者　伝　　直樹
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３２３号
大阪府摂津市東一津屋６番２―101号　ハイツ東一津屋公輝
債務者　北嶋　洋平
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３３７号
大阪府大東市三箇３丁目11番44号
債務者　小島　寛子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部